

第 3 回検討会における各委員からの意見

○水口委員（福知山公立大学）

- ・実際に取組を実施する上で推進するための目標値を設定するのか。
→目標の数値を設定できるものとできないものがあるため、できるものについては、関係課と調整の上、目標設定をする。
- ・文中に記載されている緊急輸送道路の意味合いがわかりにくいため定義化付けが必要。
→意味がわかりにくい文言については、必要に応じて注記をつけることを検討していく。
- ・孤立集落に関する文言（「可能性のある」「想定される」などの表記）の統一が必要。
→文言を統一できるように整理する。
- ・応急給水計画の策定期間が 10 年となっているが、策定するには期間が長すぎるため、整理する必要がある。
→関係部署と調整の上、確実な期間を記載する。
- ・“可能な限り良好な”避難所環境や“必要な”資機材という表現（P16）は、人によってとらえ方が変わってくるのではないかな。
→文言の整理を行う。
- ・個別避難計画策定までの努力義務が令和 7 年度までとなっていることから、実際の策定期間の整合をとる必要がある。
→関係部署と調整の上、確実な期間を記載する。
- ・防火活動の推進について、感震ブレーカーやガス電気の遮断の記載もあることから、ライフライン事業者との連携が必要。
→ライフライン事業者との連携を検討する。

○串尾委員（自主防災組織）

- ・要支援者という言葉が記載されているが、これは要支援者名簿に登録されている方を意味しているのか。
→要支援者における避難体制の確保についてであれば、要支援者名簿に登録されている方が該当するが、資機材整備にあたって個別避難計画作成の対象者ではない方が該当しないわけではない。そのため、現状は含まれる部分と含まれない部分がある状態になっている。
- ・障害のある方の避難について、当事者団体との連携を検討していただきたい。
→当事者団体との連携についての内容を盛り込めるように検討する。

○谷垣委員（自治会長運営委員会連絡協議会）

- ・自治会の防災訓練について、自治会に対して市が指揮を取って実施していただきたい。
→市としては、訓練メニュー提案により自治会の防災訓練を支援することは可能である。

○浅野委員（民生児童委員連盟）

- ・京都府への要望として、民生委員への防災に関する研修の実施を検討していただきたい。

○宮本委員（福知山市社会福祉協議会）

- ・「地域のリーダーとなる人材の育成」が単独で視点に記載されている（P15）がその前に「地域の防災力の向上」という大項目があってその中に地域リーダーの育成の内容が入るイメージになるかと思う。
→項目建てについて、検討する。
- ・社会福祉協議会が立ち上げる災害ボランティアセンターの内容を記載いただきたい。
→市社協が実施する内容について盛り込めるように検討する。

○達協委員（福知山民間社会福祉施設連絡協議会）

- ・支援者や配慮者の区別が煩雑になっているため、用語集を作成し整理する必要がある。
- ・指針策定の視点のところで、前回意見した外国人への配慮について記載がないが、何か意図があるのか。
→外国人への配慮とは国籍ではなく、文化の違いが関わってくると認識しているため、文化という文言を指針策定の視点に記載をしている。

○安藤委員（関西電力送配電株式会社）

- ・障害の“害”は、人のことを指しているため、ひらがなに統一したほうが望ましい。
- ・ライフライン事業者との訓練について、地域防災訓練以外を想定しているのであれば訓練計画を作成した上で訓練を実施する必要がある。
- ・BCP策定の推進において、市内医療機関や社会福祉施設における耐震診断及び耐震改修の推進とあわせ、各施設における非常用電源の新設、増設、リプレイスについても検討していただきたい。

○田邊委員（福知山都市ガス株式会社）

- ・大規模災害時は全国から多くのガス事業者が派遣されることから、拠点の用地や宿泊地の確保を検討していただきたい。

○大枝委員代理（国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所）

- ・何に対して力を集中していくのかがわかりにくいため、各項目についてもう少し具体的な記載が必要。
→本指針には様々なことが盛り込まれているため、表面上には出てきてはいない。具体的に何をするかどう評価するかについて、進め方を検討していきたい。

○高橋委員代理（京都府中丹広域振興局）

- ・自助共助の意識の醸成という部分での市民へのアプローチは、大変難しくて大きな課題があるので、京都府としても連携して取組を進めていきたい。
- ・復興編の記載について、他のフェーズと比べて少しボリュームが少ないように思えるため、国の資料や他市町村の計画も参照して、課題や視点、取組目標について、今後肉付けしていただけたらと思う。

○阪倉委員（京都府中丹西保健所）

- ・受援体制のガイドラインの作成、項目のリスト化が必要。
- ・要配慮者避難計画に関しては、平時から「誰が搬送するか」「どの避難所に直行するか」「電源はどうするのか」などを具体的に決めておく必要がある。

○大門委員（福知山公立大学）

- ・大規模災害が発生した際に、住民の方に向けた取組がどうできるか、様々なニーズが出たときにどう実行していくか検討する必要がある。
- ・情報の集約について、物資の状況や避難所の状況を住民の方へ情報共有できるような情報集約の仕組みが必要。
- ・災害ボランティアセンターでは、対応できない住民のニーズもあるため、NPO や NGO と連携し、ニーズに対応していく必要がある。
- ・災害時物資を配布する際には、避難所ごとに偏りが出ないように配分する。
- ・仮設住宅の建設については、迅速に整備することを避難者から求められることが多いが、長期の避難を考慮するとしっかりした良い住宅を作るという視点も必要。
- ・災害時の窓口は、複数の部署にまたがるのではなく 1 本化し、被災者の負担を減らす工夫が必要。
- ・家屋被害調査について、2 次調査により家の中に立ち入る際の配慮が必要。
- ・住民の方とプロセスを共にし、住民の方が主役になれるような仕組みづくりが必要。
- ・耐震化について、市職員のみではなく自治会長や民生委員が住民と一緒に回ることによって耐震化率が上がったという事例があるので、地域と一緒にやっていくことが重要。
- ・子どもたちを見て親御さんや地域の方の意識が変わっていくということもあるため、子どもたちから防災を教えてもらうという視点も重要。
- ・復興計画を策定する際に、コンサルベースで綺麗なものが完成したとしても、住民の心が入ったものかという点、そうでもないケースが実際にある。住民の方から上がってくるようなボトムアップの地域づくりが平時から必要になってくる。その意味では、対応力の取組を住民の方とプロセスを共にしていくことは、復興計画を長期的に考えていく上で、必要。

○森本委員代理（NTT 西日本株式会社）

- ・災害時には避難所の通信確保を最優先に、他の通信事業者と連携し対応していきたい。

○牧座長（京都大学防災研究所）

- ・取組内容の資料について、主な委員意見の委員名を記載するか否かは検討する必要がある。
- ・図1の指針のイメージについて、受援計画と業務継続計画が支えているようにも見えるため、その下に避難所運営マニュアルを記載したほうがわかりやすい。

○杉山委員（福知山市男女共同参画審議会）※書面にて意見

- ・避難所で人権を尊重するためには、避難所運営体制の確保においても、人権の尊重と暴力の禁止を明示していただきたい。
→避難所運営マニュアルの中に盛り込むこととし、本指針の中では御意見として掲載するに留める。
- ・各項目に今後の予定を示す図において、R12までのものは短期目標という意味か。講座や防災訓練、防災教育の実施など、その後も継続すべきものや、リーダーの育成など、5年間では実現が難しそうなものも含まれているが、これらはR12の時点で計画を練り直すという意味か。
→インフラのように10年よりより長期で方針を決めている目標についてはR17までとしているが、取組目標や取組方法等に検討の余地のあるソフト事業については毎年評価を行い、5年に一度見直しの機会を設けるため、R12までの5年間としている。